

再生可能エネルギー発電設備・熱利用設備 の導入を支援します！

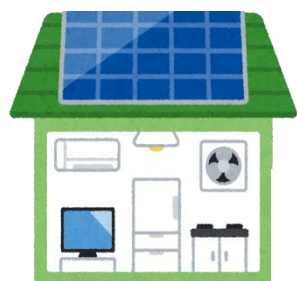
「十日町市再生可能エネルギー活用促進費補助金」

予算がなくなり次第
終了となります！

地球温暖化対策の推進と地域資源を活用した再生可能エネルギー創出の促進を目的として、家屋等に自然エネルギーを利用した機器及び設備を設置する場合に補助金を交付します。

1. 対象機器・補助金

※補助金額は 1,000 円未満切捨て ※補助対象経費は消費税除く



①太陽光発電

条件：「家屋の屋根等」に設置するもので、発電した電力を全量自家消費または余剰電力分を売電するもの

※住宅、店舗、事務所、工場、倉庫、車庫への設置は対象となります

補助額：○最大出力 10kW 以下の場合

最大出力×10 万円 上限額：60 万円

○最大出力 10kW 超の場合

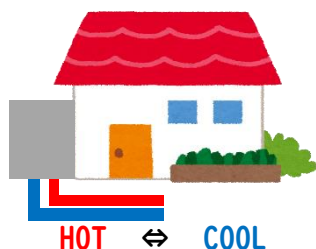
60 万円 + (最大出力 - 10kW) × 1 万円 上限額：100 万円



②定置用蓄電池

条件：家屋の屋根等に設置した太陽光発電から発電した電力を蓄電するもので、家屋または敷地内に固定し、容易に取り外すことができないもの

補助額：補助対象経費の 1/3 上限額：20 万円



③地中熱利用

条件：冷暖房、給湯、融雪を目的として地中熱を利用する設備で、地下水の採取がないものまたは採取後地中に還元するもの

補助額：補助対象経費の 1/3 上限額：80 万円



④木質バイオマスストーブ等

条件：木質のペレット、チップまたは薪を燃料とする暖房機やボイラーで、薪の場合は二次燃焼構造を有するもの、または燃焼効率 70% 以上もの

補助額：補助対象経費の 1/3 上限額：15 万円

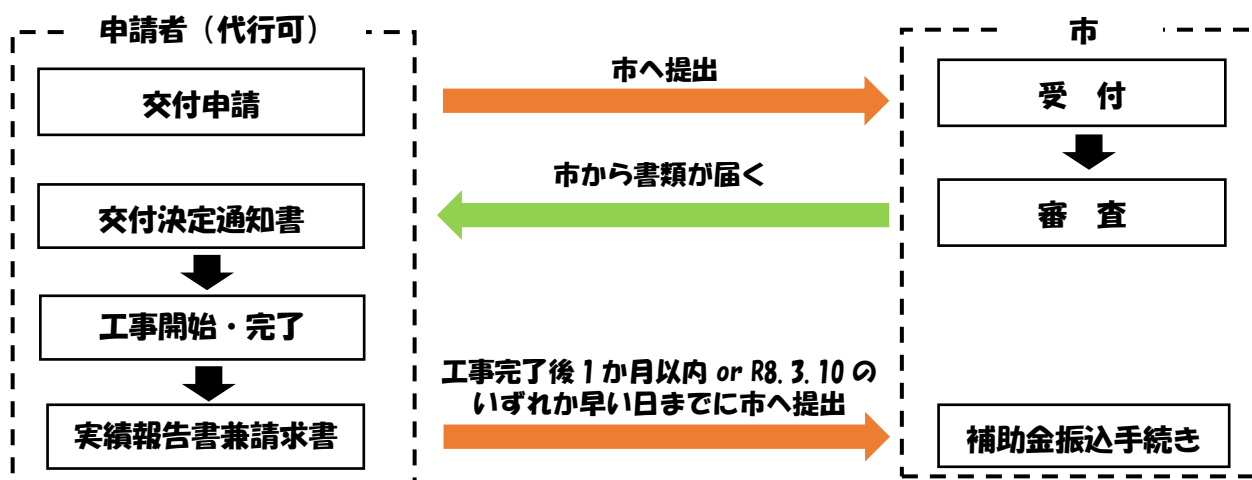
2. 補助対象者 *必ず「再生可能エネルギー活用促進費補助金交付要綱」「Q&A集」をご確認下さい!

- ① 市内に住民登録（転入予定者含む）、または市内に事業所を有する事業者で、市税の未納がないこと
- ② 市内に所在する住宅または事業所に設置するもので、借家等の場合は所有者の承諾を得ていること
- ③ 未使用の補助対象機器を設置するもの
- ④ 過去に同一の補助対象機器の補助を受けていないこと

※定置用蓄電池の場合は、上記に加えて以下の要件があります

- ① 新設または既設の太陽光発電設備と接続すること
- ② 固定価格買取制度における買取契約の締結をしていないこと、または買取期間を満了し変更認定申請を行っていること（要件を満たすことの誓約書の提出が必要）

3. 申請の流れ



4. 申請等に必要な添付書類

① 交付申請書

- ☐ 住民票の写し（事業所の場合は履歴事項全部証明書（登記簿謄本））
- ☐ 納税証明請求書の原本（税務課で証明を受けたもの）
- ☐ 位置図
- ☐ 工事に要する経費内訳書または見積書
- ☐ 工事着手前の現況写真
- ☐ 補助対象機器等の仕様が分かる書類（カタログ等）
- ☐ 建物所有者の承諾書（第2条第5号該当の場合）
- ☐ 定置用蓄電池設置に係る誓約書（第5条第6号該当の場合）

② 実績報告書兼請求書

- ☐ 補助事業に係る領収書の写し
- ☐ 振込口座の通帳の写し
- ☐ 補助対象機器等の設置状況を示す写真
- ☐ 住民票の写し（第5条第7号アに該当する場合）

5. その他

太陽光発電設備を事業の用に供している場合は償却資産として申告の対象となります。個人の場合でも発電出力10kW以上の設備は申告が必要となる場合があります。詳しくは税務課家屋資産税係（TEL 025-755-5131）までお問い合わせください。

【提出・問合せ先】 十日町市環境衛生課エネルギー政策係

〒948-0056 十日町市高田町六丁目 915-2 エコクリーンセンター内

電話 752-3924（代表） E-mail: t-kankyo@city.tokamachi.lg.jp